

介助者の役割

陸上競技 編

全国障害者スポーツ大会競技規則では次のとおり「介助者の役割」について規定されています。千葉県障害者スポーツ大会の競技規則は、同規則に準じていますので、役員、選手ともに規則の徹底をお願いします。

競技規則の解説

第5節 介助者の役割

1. 原則

スポーツへの参加を通じた社会参加の推進という本大会の目的を踏まえ、選手団においては、招集から競技終了に至るまで、原則として選手自身が一人で行動できるように指導・助言いただいているところである。しかし、障害の種類や程度等の理由により介助者による補助や指示がどうしても必要な選手については、上記内容を理解した上で、申し込み時に介助者の入場申請ができるように配慮している。

2. 申請対象となる障害区分

原則として、区分番号 10、16、17、23、24、25、場合によっては区分番号 18、27 が申請対象となる。いずれの場合も申し込み時に理由を添えた申請が必要である。

(中略)

4. 介助の内容

介助者は、衣服の脱着や移動などにおいて選手が困難を要する事柄に限り介助することができる。

5. 助力行為として禁止される介助

介助者は、競技に関するいかなる指導・助言もしてはならない。助力行為が発覚した場合は、（公財）日本陸上競技連盟規則第 144 条 2 項により失格となるので注意されたい。

ただし、競技の準備や待機などを促す指示は助力にあたらないものとする。

例：「服を着ましょう」、「スタートラインに行きましょう」など

介助者の役割

水泳競技 編

全国障害者スポーツ大会競技規則では次のとおり「介助者の役割」について規定されています。千葉県障害者スポーツ大会の競技規則は、同規則に準じていますので、役員、選手ともに規則の徹底をお願いします。

競技規則の解説

第8節 介助者の役割

1. 原則

スポーツへの参加を通じた社会参加の推進という本大会の目的を踏まえ、選手団においては、招集から競技終了に至るまで、原則として選手自身が一人で行動できるように指導・助言いただいているところである。しかし、障害の種類や程度等の理由により介助者による補助や指示がどうしても必要な選手については、上記内容を理解した上で、申し込み時に介助者の入場申請ができるように配慮している。

2. 申請対象となる障害区分

(1) 競技規則上可能な介助（競技規則集（P17～）第2部水泳 第2条・第3条記載事項）

①スタート介助（入退水介助含む）

・身体的理由により壁をつかむことができず、かつ、身体の一部を壁につけることができない者（第2条 4）

・障害区分 11・13・17・19・22 （第2条 5）

②タッピング

・障害区分 23 （第3条 3）

※必ず介助が必要（50m種目ではスタート・ターンのサイド各1名、計2名が必要）

・障害区分 24 （第3条 3）

(2) 競技規則以外で可能な介助

①入退水介助

・障害区分 14・15・16

(3) 競技規則以外で可能な同伴

①情緒不安定

・障害区分 26 及び同等の障害が重複する者（他選手に迷惑をかける場合に限る）

②種目の指示

・障害区分 26 及び同等の障害が重複する者（泳ぐ種目を理解できない場合に限る）

3. 申請

(1) 介助及び同伴は申し込み時に理由を添えた申請が必要である。

(2) 上記（2申請対象となる障害区分）以外で同等の障害を有し介助又は同伴を必要とする場合は、申し込み時に理由を添えた申請が必要である。

(3) 申し込み以後、介助者を要する事情が発生した場合は、監督者会議までに『介助許可証（ビブス）交付申請書』を申請書提出所へ提出し、審判長の許可を得ること。

ただし、初参加のため『不安がっている』、『緊張している』等、障害の種類や程度によらない理由での申請は認めない。

4. 禁止事項

(1) 介助者、同伴者は、競技エリアおよび招集所においてのコーチング（声かけ含む）をしてはならない。
※他の選手へ迷惑となる行為は招集所の外で対応すること。

※2（3）②で、同伴者による距離および種目の確認のための声かけは認める。

(2) 介助者、同伴者は、競技エリアおよび招集所において介助者、同伴者として許可されたこと以外をしてはならない（カメラ、ストップウォッチ、携帯電話等の使用）。